

休 学 願

年 月 日

法政大学総長 殿

学部		学科	年 組	学生証番号		
学 生 本 人	ふりがな 氏 名	㊦		保 証 人	ふりがな 氏 名	㊦
	住 所	〒			住 所	〒
	携帯電話				携帯電話	
	自宅電話				自宅電話	

下記1. 2のとおり、休学を希望いたしますので、許可下さるようお願いいたします。

記

1. 休学期間（希望するものに○をつけて下さい）

- ・ 年間休学
- ・ 春学期休学
- ・ 秋学期休学

2. 理 由 （該当するものに○をつけて下さい）

- ①健康上の理由のため
- ②経済的理由のため
- ③ボランティア活動のため （活動内容_____）
- ④留学のため
- 留学期間_____年 月 日 ～ _____年 月 日 予定

国名及び留学先学校名_____
- ⑤その他 （理由_____）

3. 奨学金の有無（休学年度に奨学金対象者で ☐ある ☐ない）※どちらかに☒をつけて下さい

※奨学金をうけている人は、奨学金の休止手続きが必要です。所属キャンパスの担当窓口必ず申し出てください。

【注意事項】

- 休学中であっても定められた期限内に学費を納入しなければなりません。年間休学をした者は、休学在籍料10万円を納入しなければなりません。（休学期間中の授業料、教育充実費、実験実習料の納入を要しません。また、入会金・保険料に相当するものを除く諸会費の納入を要しません。ただし2010年度以降入学生は、4年生に進級した春学期（1期）授業料納付時に、校友会費の納入が必要です。）
春学期休学または秋学期休学をした者は、休学在籍料5万円を納入しなければなりません。（休学期間中の授業料、教育充実費、実験実習料の納入を要しません。ただし、諸会費の納入は必要です。）なお、上記に関わらず、入学した当該学期に休学する場合、当該学期の「授業料・実験実習料・教育充実費・諸会費」は全額徴収します。また、この場合の休学在籍料については、休学該当期間のうち、入学した当該学期の納入は不要となります。
- 休学期間は翌年度にまたがることはできません。引き続き休学しようとする場合は、年度当初にあらかじめ休学願を提出してください。また、休学期間満了時の復学手続きは不要です。
- 休学は連続して2年を超えることはできません。また、通算して4年を超えることもできません。なお、半期休学は0.5年として換算します。
- 春学期休学、秋学期休学をする者は、通年科目を履修することができません。
- 春学期休学または秋学期休学をする者は、在学期間や進級・卒業要件等を満たす場合、それぞれ進級、卒業となる場合があります。詳細は、必ず各学部窓口にて確認してください。
- 教育免許を取得予定で、4年次に年間もしくは半期休学する者は、休学願を提出する前に市ヶ谷キャンパス生は教職・資格窓口（58年館1階）、多摩・小金井キャンパス生は所属学部窓口へ相談および手続きをしてください。事前に相談および手続きをしない場合は、教育実習の単位を付与できない場合があります。

<事務使用欄>

学部長	決裁及び電算処理日
	年 月 日

主 任	担当者	休学年度の、教育実習実施の有無
		※有の場合は、教職担当に要連絡 <u>有・無</u>